

市民意見の募集方法（アンケート）について

次の方法により市民の意見を募集します。

1. 自治会を通じ、チラシ（資料9-2の9・10ページ）の回覧を依頼
2. 市のホームページに次のようなアンケート項目の入力フォームを設置
3. 市役所ほか公共施設にアンケート用紙を配置

○アンケートの概要

① 目的 市民参加条例は、今後市が行おうとする条例や計画の制定改廃又は評価について、市だけが独自に行うのではなく、市民の皆さんが参加する権利を条例として保障していくものをイメージしています。

このことから、新たに制定する条例に規定する事項の参考としたいため、現在の市民参加の手法【①アンケート ②ヒアリング ③モニター ④パブリックコメント ⑤作文・イラスト募集 ⑥シンポジウム・フォーラム ⑦公聴会・説明会 ⑧審議会・策定委員会 ⑨ワークショップ】についてお気づきの点や、新しい市民参加の方法についてのご提案、市民参加に対するご意見などをいただきたいと考え、この調査を行います。

② 対象 茅ヶ崎市民（自治基本条例に規定する市民）

③ 期間 平成23年6月〇〇日から8月〇〇日まで

④ 配布・回収方法 次のいずれかによります

(1) 市のホームページに開設する「ご意見募集入力フォーム」へ入力

(2) 市役所ほか公共施設に配置した用紙を「わたしの提案箱」に投函

お問い合わせは、茅ヶ崎市総務部市民自治推進課までお願いいたします。

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話0467-82-1111（代表）

MAIL. …… ファクシミリ……

次のアンケートにご協力ください。該当する項目をチェックして（紙の場合にあっては、○で囲んで）、又は入力して（紙の場合にあっては、記入して）ください。

（回答に要する時間は、概ね〇〇分程度です。）

【Q1】まず、あなたご自身のことについて教えてください。

年齢

①10歳以下 ②11～15歳 ③16～20歳 ④21～25歳 ⑤26～30歳 ⑥31～35歳 ⑦36～40歳 ⑧41～45歳 ⑨46～50歳 ⑩51～55歳 ⑪56～60歳 ⑫61～65歳 ⑬66～70歳 ⑭71～75歳 ⑮76～80歳 ⑯81～85歳 ⑰86～90歳 ⑱91歳以上

性別

男 女

お住まい

① 茅ヶ崎地区（茅ヶ崎・本村・元町・若松町・幸町・新栄町・十間坂・共

の地域 恵・南湖・中海岸・東海岸北・東海岸南)

② 鶴嶺地区(萩園・平太夫新田・西久保・円蔵・鶴が台・矢畑・浜之郷・下町屋・今宿・中島・松尾・柳島・柳島海岸・浜見平)

③ 松林地区(香川・松風台・甘沼・赤羽根・高田・室田・小和田・菱沼・松林・みずき・小桜町・代官町・本宿町・赤松町・浜竹・出口町・ひばりが丘・旭が丘・美住町・松浪・常盤町・富士見町・平和町・松が丘・菱沼海岸・白浜町・浜須賀・緑が浜・汐見台)

④ 小出地区(行谷・芹沢・堤・下寺尾)

⑤ 茅ヶ崎市外

市民[※]である要件 ① 市内在住 ② 市内在勤 ③ 市内在学 ④ 市内で事業活動等 ⑤ 市に納税義務 (複数該当する場合は、番号の若いものを選択してください)

※ 自治基本条例に規定する市民

職業 ① 自営業・自由業 ② 会社員・公務員 ③ 学生 ④ パートタイム・アルバイト ⑤ 派遣社員・嘱託員 ⑥ 自営業の家族従事者 ⑦ 無職 ⑧ 主婦 ⑨ その他 (複数該当する場合は、主に従事しているものを選択してください)

【Q2】 あなたが、市政に関する情報を知る手段は何ですか？(主に利用するもの3つまで)

- ① 広報ちがさき
- ② 市のホームページ
- ③ 市の広報板
- ④ 自治会の回覧板、自治会の掲示板
- ⑤ 市役所ほか公共施設の窓口
- ⑥ 市民集会
- ⑦ 新聞(ミニコミ紙含む。)
- ⑧ ラジオ
- ⑨ ケーブルテレビ
- ⑩ その他(具体的にご記入ください)

【Q3】 あなたは、全般的に見て、市の施策や事業が、市民の意見を十分反映して行われていると思いますか？

- ① かなり反映されている
- ② ある程度反映されている
- ③ あまり反映されていない
- ④ ほとんど反映されていない

⑤ わからない

【Q4】あなたは、市の施策や事業にご自身の意見を提案したことがありますか？

① ある。 ② ない。

【SQ4】 ある場合、過去1年間でどのくらい提案を行いましたか？

⑪ 1～3 回

⑫ 4～5 回

⑬ 10 回以内

⑭ 10 回以上

⑮ 過去1年間は提案していない。

【Q5】市が施策や事業の実施にあたって、多くの市民の皆様のご意見をお聴きするために、次の市民参加の9つの手法が行われていることを知っていますか。また、参加したことがありますか？

| | 手法 | 知っている | 知らない | 参加したことがある |
|---|--------------|-------|------|-----------|
| 1 | アンケート | | | |
| 2 | ヒアリング | | | |
| 3 | モニター | | | |
| 4 | パブリックコメント | | | |
| 5 | 作文・イラスト募集 | | | |
| 6 | シンポジウム・フォーラム | | | |
| 7 | 公聴会・説明会 | | | |
| 8 | 審議会・策定委員会 | | | |
| 9 | ワークショップ | | | |

参考：手法の概要

| | 手法 | 概要 |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | アンケート | 計画等の策定段階において、市民の意見・意向等を把握する際に最もよく用いられる手法です。調査対象は、計画等の対象と概ね一致します。郵送によるアンケート調査など調査対象を無作為に抽出して調査を行う場合は、選挙人名簿や住民基本台帳を使用し、コンピュータシステムに抽出条件を設定することで、例えば実際の総人口における年齢構成割合や地域別人口割合も反映することができます。 |
| 2 | ヒアリング | 団体・組織・グループや個人に対する聞き取り調査で、計画等の策定過程に用いられる手法です。聞き手としては、行政職員が担当する場合やシンクタンク・コンサルタント（外部協力者）が担当場合があります。 |
| 3 | モニター | 公募した市民を登録し、市政等に関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするものであり、ある一定期間、ヒアリング対象となる市民・団体等の意見を複数回以上求めることができます。 |
| 4 | パブリックコメント | 計画等の企画立案段階で趣旨、素案等を公表し、幅広く意見等を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して意思決定を行う方法です。 |

| | | |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 作文・イラスト募集 | テーマを決めて、市民から作文・イラスト・アイデアなどを募集するものです。募集は広報紙、チラシ、ポスター、ラジオ、テレビ、ホームページなどで広報するほか、学校、事業所、各種団体等にも呼びかけると効果的です。募集に際しては、応募作品の選考方法、選考作品の活用法等を明らかにしておく必要があります。 |
| 6 | シンポジウム・フォーラム | シンポジウムとは1つのテーマについて何人かのパネリスト（講演者）が意見を述べ議論する形式の討論会のことであり、フォーラムとは公開の討論会や座談会のことです。シンポジウムやフォーラムを開催する際、市民をシンポジストやパネリストとして行う方式や、企画から運営までを市民の手に委ねて（実行委員会方式）行う方式も増えつつあります。 |
| 7 | 公聴会・説明会 | 公聴会とは、行政が求めたことに対して市民が意見を述べるもので、法律上開催を義務づけられた公式的な意見聴取の場を指します。一方、住民説明会は、行政がある事案について説明するもので、その結果、意見の聴取や議論が生じることもあります。対象を全市民と広くすることも、利害関係者や特定地域の住民などと狭くすることもできます。 |
| 8 | 審議会・策定委員会 | 審議会は法律、条例を根拠とし、複数の委員で構成される合議制の機関です。策定委員会は計画策定を目的に、任意で設置される委員会です。どちらも会自体には決定権限はありません。会議の委員は、①公募の市民、②関係団体からの推薦委員、③学識経験者、④指名委員とし、設置目的により①～④の委員を組み合わせ構成するものとします。 |
| 9 | ワークショップ | 地域の現状把握・問題点や課題の整理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設計案づくりなどを行うのに適した手法です。多様な住民がそれぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄なく使い、平等かつ合理的に意見をまとめることができます。カードを使ったグループディスカッションや、実際に図面に絵を描き込む方法など、参加人数や目的に応じて様々な進め方があります。参加者が実際に手や身体を使って作業を行うことで、誰もが建設的な意見を出しやすくなります。 |

【Q6】 市民参加の9つの手法のうち、効果がある（高い）と思うものを3つ、効果がない（低い）と思うものを3つ選んでください。

効果がある（高い） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

効果がない（低い） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

【SQ6】

効果がある、ないと思う理由があれば教えてください。（具体的にご記入ください）

【Q5】 ですべて「知らない」と答えた方以外の方にお聞きします。

【Q7】 市民参加の9つの手法をどのような経緯で最初に知りましたか。

- ① 広報ちがさき
- ② 市のホームページ
- ③ 自治会の回覧板
- ④ 自治会の掲示板
- ⑤ 市の広報板
- ⑥ 市役所等の窓口
- ⑦ 市民集会
- ⑧ 新聞（ミニコミ紙含む）・ラジオ・テレビ
- ⑨ 知り合いからの口コミ
- ⑩ コミュニティバスのポスター等の掲示物

- ⑪ このアンケート
- ⑫ その他（具体的にご記入ください）

【Q5】で1つでも「参加したことがある」と答えた方にお聞きします。

【Q8】参加した結果、あなたの意見が市の施策や事業に反映されたことがありますか。

- ① ある ② ない ③ わからない

【Q5】で1つでも「参加したことがある」と答えた方にお聞きします。

【Q9】参加したとき、意見が反映された（されなかった）ときの感想などあればお聞かせください。（具体的にご記入ください）

【Q5】で1つでも「参加したことがある」と答えた方にお聞きします。

【Q10】参加した主な理由は、どのようなものですか。（複数回答可）

- ① 地域や社会を良くするため
- ② 困っている人を助けるため
- ③ 自分の経験や知識を活かすため
- ④ 友人や仲間を得るため
- ⑤ 自分自身や家族のため
- ⑥ 余暇を有意義に過ごすため
- ⑦ 住まいや仕事場に近い場所に関係するテーマや話題であったため
- ⑧ 個人的な興味関心があるテーマや話題だったため
- ⑨ 日常生活に関係するテーマや話題であったため
- ⑩ 仕事や人間関係のため
- ⑪ その他（具体的にご記入ください）

【Q5】で1つも「参加したことがある」と答えなかった方にお聞きします。

【Q11】参加しなかった主な理由は、どのようなものですか。（複数回答可）

- ① 情報が届かない
- ② 参加の仕方がわからない
- ③ 参加する時間がない
- ④ 参加する時間が合わない
- ⑤ テーマが自分にとっての課題でない
- ⑥ 一緒に参加する仲間がいない
- ⑦ 精神的・肉体的に負担がかかる
- ⑧ 内容が難しい
- ⑨ 参加しても市政に反映されるとは思わない

- ⑩ 関心・興味がない、気が進まない
- ⑪ やり方に疑問がある
- ⑫ その他(具体的にご記入ください)

【Q12】市の施策や事業に対する市民の関わり方は、どのようなものが良いと思いますか？

- ① 直接意見や考えを提案するほうがよい
- ② 市民の代表として選ばれた議員を通じて意見を反映させるほうがよい
- ③ 自治会の役員、様々な地域活動団体等の代表者を通じて意見を反映させるほうがよい
- ④ 行政に任せておけばよい
- ⑤ その他(具体的にご記入ください)
- ⑥ よくわからない

【Q13】今後市の施策や事業に参加する機会があれば参加したいと思いますか？

- ① ぜひ参加したい
- ② できるかぎり参加したい
- ③ あまり参加したいと思わない
- ④ 参加したくない
- ⑤ わからない

【Q13】で①又は②と答えた方にお聞きます。

【Q14】あなたが、今後、参加したい分野はどれですか？(複数回答可)

- ① 子育て ② 教育・生涯学習 ③ 高齢者福祉 ④ 防犯・防災 ⑤ 文化・スポーツ ⑥ 環境 ⑦ 保健 ⑧ 消防 ⑨ 交通安全 ⑩ まちづくり ⑪ 景観 ⑫ 道路・河川 ⑬ 公共施設整備 ⑭ 消費者保護 ⑮ 産業振興 ⑯ 観光振興 ⑰ 障害者福祉 ⑱ 国際交流 ⑲ 学術・科学技術振興 ⑳ その他(具体的にご記入ください)

【Q13】で①又は②と答えた方にお聞きます。

【Q14】あなたが、今後、参加したい内容はどれですか？(複数回答可)

- ① 地域の問題や課題を見つける
- ② 問題解決のための計画や事業を企画・立案する
- ③ 計画や事業を具体的に実施する
- ④ 計画や事業の実施後に評価や点検をする
- ⑤ その他(具体的にご記入ください)

【Q13】で①又は②と答えた方にお聞きます。

【Q14】今後、どのような手法で参加したいと思いますか？（複数回答可）

- ① アンケート② ヒアリング③ モニター④ パブリックコメント⑤ 作文・イラスト募集⑥ シンポジウム・フォーラム⑦ 公聴会・説明会⑧ 審議会・策定委員会⑨ ワークショップ⑩ その他(具体的にご記入ください)

【Q13】③又は④と答えた方にお聞きます。

【Q15】参加したいと思わない主な理由は、どのようなものですか。（複数回答可）

- ① 参加する時間がない
- ② テーマが自分にとっての課題でない
- ③ 一緒に参加する仲間がない
- ④ 精神的・肉体的に負担がかかる
- ⑤ 内容が難しい
- ⑥ 参加しても市政に反映されるとは思わない
- ⑦ 関心・興味がない、気が進まない
- ⑧ 議会があるから市民が直接市政に関わる必要はない
- ⑨ その他(具体的にご記入ください)

【Q16】市民が市の施策や事業に一層参加しやすくするために、市がすべきことは何だと思えますか？（複数回答可）

- ① 市政に関する積極的な情報公開、情報の発信・PR
- ② 市民参加の取組みの情報提供
- ③ 市民参加の取組みの結果の公表、施策・事業への反映
- ④ 委員会や審議会などへの市民参加の拡充
- ⑤ 説明会や公聴会などの充実
- ⑥ 政策提案など市民にとっての課題を積極的に提起する場の充実
- ⑦ 多くの市民が参加しやすい時間や場所、方法に配慮する
- ⑧ 市民が参加するための新たなルールをつくる
- ⑨ その他(具体的にご記入ください)

【Q17】あなたが参加に関する情報等を受け取る場合、どのような手段を利用して欲しいと思えますか？（複数回答可）

- ① 広報ちがさき
- ② 市のホームページ
- ③ 自治会の回覧板
- ④ 自治会の掲示板

- ⑤ 市の広報板
- ⑥ 市役所等の窓口
- ⑦ 市民集会
- ⑧ 新聞（ミニコミ紙含む）・ラジオ・テレビ
- ⑨ 知り合いからの口コミ
- ⑩ コミュニティバスのポスター等の掲示物
- ⑪ 折込チラシ
- ⑫ 電子メール
- ⑬ その他（具体的にご記入ください）

【Q18】『市が施策や事業を実施するにあたって、多くの市民の意見を取り入れる』という取組みは、有意義だと思いますか？

- ① とても有意義で、効果も大きいと思う
- ② 有意義だが、効果は少ないと思う
- ③ あまり意味はないが、影響も少ないのでどうでもいい
- ④ 意味がない上に、余計な手間や時間がかかるのでやめるべきだと思う
- ⑤ どちらともいえない
- ⑥ わからない
- ⑦ その他（具体的にご記入ください）

【Q19】あなたは、市が「市民参加条例」を策定しようとしていることを知っていましたか？

- ① このアンケートで初めて知った。 ② 以前から知っていた。

【Q20】市民参加条例は、自治基本条例の趣旨を受け、条例や計画の制定改廃又は評価について、市だけが独自に行うのではなく、市民の皆さんが参加する権利を条例として保障していくものをイメージしています。あなたは、この市民参加条例を策定することをどのように思いますか？

- ① 条例の趣旨に賛同できるので、早く策定すべきである。
- ② 条例の趣旨に賛同できないので、策定する必要はない。
- ③ どちらともいえない。

【Q21】最後に、「市民参加条例」について、ご意見があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

「市民参加条例」を策定しています 市民の皆さんのご意見をお寄せください!

市では、平成23年1月からワークショップを開催し、市民の皆さんにご参加いただき、市民参加条例の策定作業を進めています。

ワークショップに参加されている皆さんの他にも、より多く、幅広く市民の皆さんのご意見をお聴きし、多様な声を反映した条例を制定したいと考えています。

ぜひあなたのご意見をお聞かせください。お待ちしております。

何について意見を言えばいいの？

「市民参加条例」の策定により、市の条例や計画の制定改廃、運用又は評価について、市民の皆さんも一緒に参加していくことを「権利」として明確に保障していくことをイメージしています。

このことから、現状の市民参加の手法【①アンケート②ヒアリング③モニター④パブリックコメント⑤作文・イラスト募集⑥シンポジウム・フォーラム⑦公聴会・説明会⑧審議会・策定委員会⑨ワークショップ】についての苦情・お気づきの点や、新しい市民参加の方法についてのご提案などをいただきたいと考えています。

意見を言うにはどうすればいいの？

①ホームページに開設する「ご意見募集入力フォーム」(6月中旬から8月末まで開設予定)へ入力、②公共施設にある「わたしの提案箱」へ投函、③市役所(市民自治推進課)へ電子メール、FAX、郵便等で送付、のいずれかでお寄せください。

市民参加条例策定スケジュール

概ね次のように考えていますが、今後市民の皆さんとの話し合いにより変更していく可能性があります。

| | | |
|---------------|--------------|---------------------------------------------------------|
| 7月まで | ワークショップの開催 | 市役所ほかで開催、市民の皆さんどなたでもご参加いただけます |
| 8月末まで | 市民の皆さんのご意見募集 | 「ご意見募集入力フォーム」へ入力、提案箱へ投函、市民自治推進課へ送付(電子メール、FAX、郵便等)してください |
| 8月から 10月まで | 意見交換会等の開催 | 市役所ほかで開催、市民の皆さんどなたでもご参加いただけます |
| 11月頃 | パブリックコメントの実施 | 市民の皆さんから条例素案についてご意見をいただきます |
| 平成24年 2月 | 条例議案の市議会への提案 | |
| 3月 | 議案可決、条例公布 | |
| 4月 | 条例施行 | 新しい参加のルールが動き出します |



「市民参加条例」 皆様のご意見募集中！！

- ① ホームページの「ご意見募集入力フォーム」へ入力
- ② 各公共施設のご意見提案箱へ投函
- ③ 市役所（市民自治推進課）へ送付 してください

☆「市民参加条例」ってどんな条例？

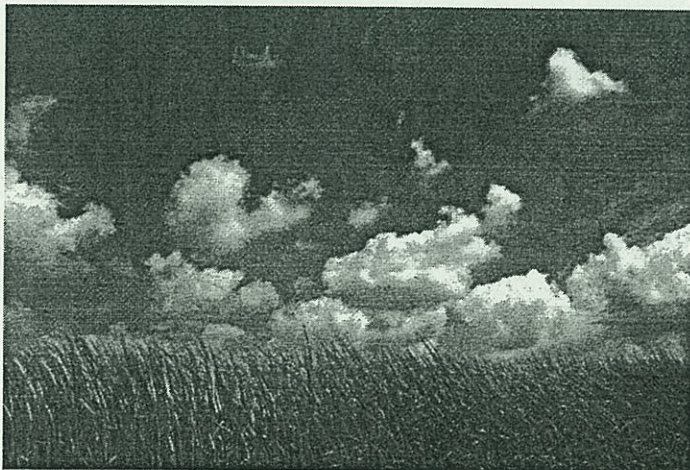
「市民参加条例」は、市民参加（市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいいます。）に関する基本的なルールを定めるものです。市民参加の方法や参加しやすい環境の整備などの具体的な内容を条例として位置づけていきます。

☆どうして必要なの？

平成22年4月に施行された茅ヶ崎市自治基本条例には、市民参加に関する基本的な事項が規定されています。その中で「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める」との規定が設けられています。市民参加条例は、この自治基本条例の趣旨を踏まえて市民参加に関し必要な事項を条例として定めていくものです。

☆条例策定にあたって

市では、市民参加の制度として「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」を基にこれまで市民参加による事業の推進を図ってきました。市民参加条例策定にあたっては、この「基本方針」を基礎として課題等を検討し、市民参加条例の「基本的な枠組み」を策定していきます。



→お問い合わせ・ご意見はこちらまで

茅ヶ崎市総務部
市民自治推進課協働推進担当

〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話:0467-82-1111 (代表)
FAX: 0467-82-1164
E-mail: shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp
URL: <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>